

3月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成30年3月20日(火)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室 305
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について
 - 教育長の報告について
 - (1) 協議事項
 - 協議第3号 平成30年度中学生チャレンジテストの参加について
・・・資料1(学校教育課)
 - (2) 議決事項
 - 議案第2号 藤井寺市高等学校等入学準備金支給規則の一部改正について
・・・資料2(教育総務課)
 - 議決第3号 平成30年度重点教育課題について・・・資料3(学校教育課)
 - 議案第4号 平成30年度教職員研修に関する方針について
・・・資料4(学校教育課)
 - 議案第5号 「史跡古市古墳郡整備基本計画(第1次)」の策定について
・・・資料5(文化財保護課)
 - 議案第6号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
・・・資料16(生涯学習課)
 - 議案第7号 藤井寺市立テニスコート条例施行規則の一部改正について
・・・資料17(スポーツ振興課)
 - 議案第8号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部改正について
・・・資料18(スポーツ振興課)
 - (3) 報告事項
 - 報告第9号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料6(教育総務課)
 - 報告第10号 就学援助(入学準備金)の新1年生への入学前3月支給について
・・・資料7(教育総務課)
 - 報告第11号 平成30年度支援教育方針について
・・・資料8(学校教育課)
 - 報告第12号 平成29年度文化財施設見学会(バスツアー)の報告について
・・・資料9(文化財保護課)
 - 報告第13号 生涯学習審議会提言書について
・・・資料10-1、10-2(生涯学習課・図書館)
 - 報告第14号 藤井寺市立図書館障害者サービス実施要綱の改正について
・・・資料11(図書館)
 - 報告第15号 平成30年度市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会の公募委員の募集について・・・資料12(スポーツ振興課)
 - 報告第16号 平成29年度一般会計補正予算について
・・・資料13(教育総務課)

- 報告第17号 平成30年度一般会計教育費予算及び教育委員会の主たる予算内容について・・・資料14（教育総務課）
報告第18号 平成30年3月定例市議会一般質問について
・・・資料11（教育部長、教育部理事）

- 4 出席者 教育長 多田 実
教育委員（教育長職務代理者） 藤本 英生
教育委員 杉本 優子
教育委員 糸野 聡史
教育委員 福村 尚子
- 5 事務局出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育部副理事兼図書館長
教育総務課長、学校教育課長、文化財保護課長、
生涯学習課長代理、スポーツ振興課長
- 6 書記 教育総務課長代理

午後1時30分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

それでは会議に先立ちまして、本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴希望者を募集しましたが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。

それでは、教育長よろしく申し上げます。

○教育長

委員の皆様には公私何かとご多用のところ、また、足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。卒業式・卒園式へのご出席ありがとうございます。春の気配を強く感じるころですが、寒暖の差が大きい状況でございますので体調管理にはくれぐれもご留意ください。それでは会議をはじめさせていただきます。本日は協議案件が1件、議決案件が7件、報告案件が10件でございます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが福村委員、よろしく申し上げます。

続きまして、お手元に配布しております前回2月の教育委員会会議録ですが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは承認いたします。続きまして教育長からの報告をさせていただきます。

私の方から2点について、報告させていただきます。

1点目、今年度の卒業式、卒園式の状況でございます。委員の先生方におかれましては式へのご臨席ありがとうございます。卒業生数は小学校で556人、中学校で513人、幼稚園で159人でした。昨年度に比べると小学校で14人程度の減少、中学校で77人の減少、幼稚園で16人の減少という状況です。各校園ともに厳粛な中で行われ、トラブルなく予定通り進行し、終えることができました。国歌斉唱では、藤中はブラスバンドの伴奏で、他の小・中学校はピアノ伴奏で行われました。幼稚園では道明寺南幼稚園ではピアノ伴奏、他の幼稚園ではCD等による音楽伴奏で行われました。子どもたちの歌う声も大小はありますが、歌う声がよく聞こえていました。学習指導要領の趣旨に則り、適切に指導がなされたものと思っています。卒業生の袴の着用については、今年度は小学校3校で見られました。袴の着用に関しましては、学校では、卒業式での服装については華美にならないようにということで、保護者にご理解をいただくように努めていますが、保護者の強い願いもあり、現時点では、最終的には保護者の判断にゆだねるということでやむを得ないと思われまいます。今後とも、華美な服装にならないよう引き続き指導してまいりたいと思っています。

2点目、平成29年度末・平成30年度当初幼稚園、小中学校一般教職員人事に関する異動の概要でございます。詳しい資料は4月3日の転入者管理職員の紹介時に配付させていただきます。お手元の一般教職員人事異動概要をご覧ください。平成29年度と平成30年度を比較しますと、平成30年度は、小学校につきましては、学級数では通常の学級が4学級減、支援学級が3学級増、合計1学級減でございます。教員数については、加配教員も含め、164名ということで平成29年度と同数でございます。退職者は5名、新規採用者が5名、市内の配置替えも含め学校からの転出者が20名、学校への転入者が17名でございます。

中学校につきましては、学級数では通常の学級が1学級増、支援学級が2学級減、合計1学級減でございます。教員数については、加配教員も含め、93名ということで、平成29年度に比べ1名減でございます。退職者は5名、新規採用者が3名、市内の配置替えも含め学校からの転出者が4名、学校への転入者が5名でございます。

なお、内示は一般教職員が3月22日木曜日、管理職が3月23日金曜日でございます。

以上、教育長報告とさせていただきます。

○教育長

それでは、会議次第に従い案件をすすめます。はじめに協議案件の協議第3号 平成30年度中学生チャレンジテストの参加について、学校教育課長説明をお願いします。

○学校教育課長

協議第3号 平成30年度中学生チャレンジテストの参加について、資料1をご覧ください。中学校チャレンジテスト実施要領に基づいて説明させていただきます。本調査の目的は、資料に記載のとおりでございます。平成27年度からこのテストが実施されております。内容については平成27年度から変わっておりません。調査対象は、原則として府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学

校中学部並びに府立中学校及び支援学校中学部の第1学年、第2学年及び第3学年を対象とするとなっております。調査実施日は、第1・2学年については平成31年1月10日（木）、第3学年については平成30年6月20日（水）実施となっております。調査内容でございますが、第1学年で国語・数学及び英語、第2学年及び第3学年で国語・社会・数学・理科及び英語、更に生徒に対するアンケートを実施することとなっております。その後の要領については細かい調査結果の取り扱い等書かれておりますが、全て平成29年度の実施内容と同様になっておりますので、説明については省略させていただきます。

以上、平成30年度中学生チャレンジテストの参加についての説明とさせていただきます。協議のほどよろしく申し上げます。

別紙資料1「平成30年度中学生チャレンジテスト 実施要領」に基づいて説明をする。

○教育長

今、学校教育課長から説明がございました。ご承知のように、これは高校の入学選抜に関わって、内申書（いわゆる調査書）について、これまで相対評価だったものが、絶対評価で行なわれるということに伴って、学校間の評価の公平公正を担保するという事で、この統一チャレンジテストが設けられて実施されているものでございます。これに参加しないということになれば、そのことによる影響というのが中学生、受験する者にとって少なからずあると思われまます。

何かご意見等ございますでしょうか。無いようですので、これまでどおり本市においても参加するという事でご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは承認ということにいたします。

次の議決事項にまいりたいと思います。議案第2号 藤井寺市高等学校等入学準備金支給規則の一部改正について、教育総務課長、提案説明をお願いします。

○教育総務課長

資料2をお願いします。報告第10号で、改めて報告させていただきますが、平成30年4月より、就学援助において、入学準備金を支給してまいります。そのため「藤井寺市就学援助支給要綱」を平成30年4月1日施行で改正することとしておりますが、その際、条の変更がございましたので、高等学校等入学準備金支給規則の内、就学援助支給要綱の条を引用している部分を改正しようとするものです。

以上でございます。

別紙資料2「藤井寺市高等学校等入学準備金支給規則の一部を改正する規則」に基づいて説明をする。

○教育長

今の説明で何かご質問等ございますか。これは引用する条の変更ということで、内容的な部分ではありません。よろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは承認といたします。

それでは続いて、議案第3号 平成30年度重点教育課題についてでございます。この重点教育課題は、平成30年度における教育委員会の重点教育課題を学校園に示すものでございます。学校教育課長、提案説明をお願いします。

○学校教育課長

平成30年度重点教育課題について、ご説明申し上げます。作成にあたりましては2月の定例教育委員会会議の際に、大阪府の指導助言事項をご説明させていただきましたが、その大阪府の指導助言事項ならびに本市の現状を踏まえまして「平成30年度重点教育課題」を作成いたしました。まずは基本目標でございます。「学ぶ喜び、つながる喜び、高まる喜びを子どもたちに」を大きなテーマにしております。昨年度とは変更した内容になっておりますが、まず、新学習指導要領の基本的な考え方に基づきまして、報道等でもよく言葉として出てくる「主体的・対話的で深い学び」という言葉を全面に出しまして、その実現に努めていきたいという願いのもとに、「学ぶ喜び」という言葉が「主体的」という部分を表し、「つながる喜び」という言葉が「対話的」という部分を表し、「高まる喜び」という言葉が「深い学び」ということに位置づけております。主体的・対話的で深い学びの実現をめざして基本目標と致しまして「学ぶ喜び、つながる喜び、高まる喜びを子どもたちに」というかたちに平成30年度は改めていきたいと考えています。サブテーマとしまして「文化伝統を尊重し、心身ともにたくましく生きる人間の育成」とあります。まず「文化伝統を尊重し」という言葉は、昨年度も基本目標にも載っておりますが、本市については古市古墳群（歴史資産）を大切にするとするだけでなく、人として大切なものでもあります挨拶ですとか、古くから大切にされている習慣なども含めて、不易と流行という事をもとに、文化伝統を尊重していく子どもを育ていこうということで、サブテーマ「文化伝統を尊重し、心身ともにたくましく生きる人間の育成」ということで基本目標としております。

大きな基本目標の下に、重点課題を3点設けております。

まず1点目「主体的・対話的で深い学びの実現と絶対評価システムの確立」でございます。昨年度は「授業力・評価力の向上」という言葉になっておりました。これを少し詳細な文言で表しているということになります。新学習指導要領を見据えたときに「主体的・対話的で深い学びの実現」というのは不可欠でございます。それと同時に、子ども達に学習したことをしっかりと評価していく体制をつくっていかねばなりません。「絶対評価システムの確立、指導と評価の一体化」を充実さ

せていくということを重点課題の1つとして明確化しております。

2点目「いじめ防止対策の推進」でございます。昨年度は「いじめ防止対策の徹底」という言葉でございました。平成30年度について、推進という言葉に変える意味ですが、いじめ対策の徹底ということについては、学校現場も含めて取り組まれているところですが、徹底だけでなく、今やっている取り組みを創意工夫して、更によりよい「いじめ防止対策」を推進して行ってほしいという願いの基に、徹底という言葉で推進と言う言葉に変えております。

3点目「粘り強い不登校対応」でございます。これにつきましては、まだ本市は不登校の子ども数が減っていない現状がございますので、この対応について粘り強く継続していくということで、そのままのかたちで残しております。以上、重点課題についての3点でございます。この3点の重点課題を踏まえまして、教育活動全般のことで「藤井寺の教育力向上のための10の教育課題」というものを10点設けております。これにつきましては、昨年度と引き継ぐものもございますが、何点か変わっているものがございますので、その点についてご説明させていただきます。

まず、6点目「ともに学び、ともに育つ教育の推進」という言葉が変わっております。平成29年度は「インクルーシブ教育の推進」という言葉でございました。インクルーシブという言葉は、より子どもたちの個性を幅広くということで、障がいの有無にかかわらず、全ての個性を認めながら「ともに学び、ともに育つ」ということの方が幅広い視点で大切であろうということで、「ともに学び、ともに育つ」という言葉に変えております。

次に9点目「幼児教育の充実と幼保小中の連携強化」でございます。平成29年度は「幼保小中の連携強化」という言葉だけでございました。平成30年度については「幼児教育の充実」という言葉を追加しております。これにつきましては、幼稚園教育要領が改訂されまして、新たに子ども達の就学前までに育んでおきたい子ども像というのでも明確化されております。それをめざしていく公立の幼児教育を充実させていこうという思いのもとに、幼児教育の充実ということ掲げております。また、目の前の子どもたちに、より充実した幼児教育の提供を現場にお願いしたいという思いも込めて、新たに「充実」という言葉を付けております。

以上ここまでの内容を踏まえまして、次のページからは詳細に10の教育課題を細かく書き表しております。大きなところについては今説明させていただきましたが、全て説明しますとかなりの時間を費やしますので、次ページ以降については、またご覧いただければと思います。

以上でございます。

別紙資料3「平成30年度 重点教育課題」に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。基本的な部分で、特に変わったところを中心に説明いただきました。少しお目どおし頂きまして、何かご質問等ありましたらお願いします。

○委員

基本目標が、今回の新学習指導要領の改訂のキーワードになっている「主体的・

対話的で深い学び」に大きく関連したものになっています。その実現に力点を置くことは大切ですが、今一度、学校教育に今求められていることを改めて教えていただけますか。

○学校教育課長

新学習指導要領では、予測困難な社会変化の中、子どもたちがその変化に対応して逞しく生きていくため、今後、子どもたちが人と関わり合いながら主体的に学び続けることに喜びを感じ、知識や能力を身につけ成長していくことが大切であると学習指導要領では考えられております。そのキーワードとなる言葉が「主体的・対話的で深い学び」ということになっています。学校教育では、この学びを実現して「子どもたちが学校生活で様々な形で学ぶ喜びや、仲間とともに学ぶ喜び、自らを高め充実感を感じ、自己実現・自己肯定感とともに、逞しく生きていけるように」という思いを込め、基本目標ということにいたしております。

以上でございます。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

社会ではLGBT、性的マイノリティーについて、報道やドラマでも取り上げられるようになってきております。学校園での指導で、この点について配慮されていることはありますか。

○学校教育課長

重点教育課題 9 ページの⑤に、学校に対して指導助言事項として明記させていただいております。性的マイノリティとされる児童・生徒については、個々の状況に応じ、教職員が協力して、児童・生徒が相談しやすい環境整備と、児童・生徒の心情に配慮した対応ができるよう指導することと明記しております。本市では、「ともに学び、ともに育つ」人権教育の視点のもと、子どもの心をしっかりと受け止め安心して生活できる学校教育環境整備に取り組むよう学校に指導するようこの点を明記しております。

以上です。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

他にご質問等ありますか。

○委員

教職員への長時間労働や、働き方改革が話題になっておりますけれども、藤井寺市内の小中学校ではどのような取り組みをしていくのかお聞かせください。

○学校教育課長

重点教育課題 4 ページの「⑰教職員の勤務時間管理については、関係法令及び規則に基づき、適切に行なうこと。また、全校一斉退庁日の設定や、ノークラブデー（部活動休養日）の明確化など、各校の状況に応じて、長時間勤務の縮減に向けた取組みを行なうこと。」と記しております。学校では、放課後、テストなどの評価に関わる採点業務、翌日の授業準備、生徒指導、保護者対応、様々な会議への出席など学校教育活動を行う上で不可欠な業務を放課後に行っている現状もございます。各校長から学校の状況をヒアリングしつつ、学校教育活動に支障をきたさないよう、長時間勤務の縮減の取組みを今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長

よろしいですか。ありがとうございました。

今の長時間勤務につきましては、報道でもよく言われておりますし、先生が長時間勤務することで状態が悪くなると教育活動にも影響するということも問題ですので、国や府から正式な形での通知等が示されるということでの対応ということと、現状の法令に基づく中で、できることはやっていくということで、今、一例が学校教育課長からありましたけれども、そういった対応で、校長の意見を聞きながら、取り組んでまいりたいと思っております。少し補足をさせていただきました。

他にご質問よろしいでしょうか。無いようですので、提案のとおり承認させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、提案のとおり承認いたします。それでは、次にまいります。議案第 4 号 平成 30 年度教職員研修に関する方針について、学校教育課長、提案説明をお願いします。

○学校教育課長

資料 4 でございます。平成 30 年度教職員研修に関する方針について、ご説明させていただきます。

「1. 教職員研修に向けて」に記載させていただいております方針を中心にしまして、新学習指導要領の基本的な考え方に基づく、「主体的・対話的で深い学び」を全面に出しながら作成しておりますが、子どもたちに対してだけ、その学びということではなくて、平成 30 年度につきましては、特に研修に参加する教職員自身も「主体的で対話的で深まりのある研修」となるよう、研修の在り方について、効果的な研修を実施できるように計画していきたいと考えております。

以上です。

別紙資料4「平成30年度教職員研修に関する方針」
に基づいて説明する。

○教育長

資料4に示していただいているとおりということでございます。説明にもありましたが、主体的・対話的で深い学びを教職員研修にもその視点でというような説明もありました。今の点について、ご質問等ございますでしょうか。

○委員

研修の方針については、よくわかりました。では、具体的な研修内容について、重点を置く主なものを教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長

重点を置く研修内容ですが、主体的・対話的で深い学びの推進を基盤としております。平成30年度から、道徳教科化が小学校で行なわれまして、その後、平成31年度に中学校となっていることを踏まえ、道徳の時間に教員が適切に指導し、評価していくことが重要であると考えております。道徳における指導と評価について、引き続き重点的に研修を行う予定で計画を考えております。また、平成32年度から小学校外国語科が実施されますので、その実施に向け備えていくことが必要です。そのため、外国語科の指導と評価の在り方について、具体的に研修をしていかなければならないと考えております。更に、平成29年度に道明寺中学校の普通教室にプロジェクターが設置されました。今後、他の中学校にも整備されてまいります。そのことを踏まえ、教員がICTを効果的に活用できるように、平成30年度も引き続き教員が四天王寺大学へ訪問し、ICT模擬教室をお借りしてICTの活用研修を行なう予定で考えております。

以上、重点的なものだけご説明させていただきました。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

ありがとうございました。他にご質問等ございませんか。無いようですので、提案のとおり承認させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、提案のとおり承認いたします。

それでは、次にまいります。議案第5号 史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）の策定について、文化財保護課長、提案説明をお願いします。

○文化財保護課長

それでは、議案第5号「史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）」策定について説明させていただきます。本件につきましては、古市古墳群の整備に関する基本的な計画を定めるため、本案を提出するものです。資料5をご覧ください。この計画は、古市古墳群全体の景観を一体的に保全するとともに、国指定史跡である各々の古墳を保存して未来に確実に継承すること、学習や交流のできる憩いの空間として古墳を公開・活用することにより地域の誇りや活性化の核にすることなどを目的に、羽曳野市教育委員会とともに、平成28年度から2ヵ年をかけて策定作業を進めてまいりました。本計画の期間は平成30年度からの10年間であり、なお本計画を策定するため、藤井寺市教育委員会と羽曳野市教育委員会は、事務局をそれぞれ教育部文化財保護課並びに生涯学習室文化財保護課と定めた上で、学識経験者からなる「史跡古市古墳群整備検討委員会」で検討をしてまいりました。また、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推薦書作成検討委員会において専門家の意見を聴き、文化庁・大阪府教育庁の指導・助言もいただき、進めてまいりました。また、本整備基本計画（第1次）（案）に対して、広く市民から意見を求めるために、平成28年4月1日に施行された藤井寺市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、平成30年2月13日（火）から平成30年2月26日（月）までの2週間でパブリックコメントを実施しました。市議会へは、平成30年3月7日（水）に民生文教常任委員会協議会で報告させていただき、3月9日（金）に最終の史跡古市古墳群整備検討委員会を開催し、委員の方々からご意見をいただき、それらのご意見等を踏まえ、最終的にとりまとめたものが、お手元にお配りしている資料でございます。それでは、計画の内容についてご説明させていただきます。1ページをご覧ください。第1章、整備基本計画策定の経緯と目的であります。藤井寺市と羽曳野市に跨って所在する古市古墳群は、4世紀後半から6世紀中頃に築造された大王墓を含む130基の古墳からなる国内有数の古墳群であります。古代国家形成期の中央政権の構造を考える上で学術的価値が高く、また、古墳群としての一体性が重要であることから、平成13年度に「史跡古市古墳群」として統合されました。策定の経緯でございますが、平成25年度に、「国史跡古市古墳群保存管理計画」を策定し、平成27年度に、「史跡古市古墳群整備基本構想」を策定しました。そして今回、平成28年度から2年をかけて、史跡古市古墳群整備基本構想の方針を踏まえ、古墳の保存と公開活用を実現するため、「史跡古市古墳群整備基本計画」を策定する事となりました。

策定の目的は、古市古墳群全体の景観を一体的に保全するとともに、国指定史跡である各々の古墳を保存して未来に確実に継承する事、学習や交流のできる憩いの空間として古墳を公開・活用することにより地域の誇りや活性化の核にすること、そして大阪府や堺市と連携して百舌鳥古墳群との統一的な整備を実施しつつも、古市古墳群としての個性や特徴をあらわしていくことでもあります。続きまして、5ページをお開きください。計画の期間でございますが、本計画であります整備基本計画（第1次）では、平成30年度から10年間を計画期間とし、2つのスパンに分けて第1期及び第2期としています。整備基本計画（第2次）は、平成39年度までに策定し、警備を継続的に実施していきます。また、計画の策定後に社会経済情勢や古市古墳群を取り巻く状況の変化に対応するため、定期的に

整備内容を点検・評価し、必要な見直しや改善を検討し、整備検討委員会で諮った上で、計画を修正・変更するものとしています。続きまして、6 ページからは、第 2 章史跡古市古墳群の概要を載せております。

次に 57 ページからは第 3 章整備に向けた課題でございます。

「調査・研究の課題」は、発掘調査等によって得られた成果を蓄積しつつ、文化財保護をより万全なものとする必要があること、藤井寺市と羽曳野市で互いに調査の成果を共有する事などをあげています。また「保存に係る整備課題」は遺構の保存の観点から、また見学者に対し、適切な墳丘への誘導を目的とした安定性の高い園路や階段の設置などをあげています。その他に「公開活用に関わる整備課題」と「その他の課題」をあげています。60 ページからは、古墳ごとの現状及び整備課題の一覧を記載しております。続きまして、63 ページからは、第 4 章基本理念及び基本方針を載せております。基本理念のテーマは「古市古墳群の保全と未来への確実な継承。地域交流や郷土愛を育む拠点に」でございます。古市古墳群を確実に保存するのみならず、自然や慣習、生活、風景といった古市古墳群の持つ多様な価値を保持しつつ、より良い状態で継承していき、快適かつ安全に見学できる環境を整え、国民共有の財産として大切にし、国内外からの来訪者を想定して様々な活用に資することも求められています。市民がより親しみ、地域の誇りになるよう、古市古墳群を一体的に保全し、未来へ確実に継承することを目指すものとします。

続きまして、66 ページからですが、第 5 章全体計画でございます。第 1 次整備の基本方針でございますが、古市古墳群は都市化の進んだ市街地に存在し、史跡指定された個々の古墳は主に墳丘や周濠までを保護の対象としてきました。このため、密集する住宅地の間にあって古墳だと一見わかりづらいもの、指定範囲が公道と接していないため公開に適していないものも多く、土地条件の異なる古墳が点在して、古墳群としての一体性や連続性を実感することが困難でありました。水際の洗掘や樹木の成長によって、遺跡に深刻な影響をおよぼしている古墳も見られます。したがって、今後は、外濠・外堤までを対象とした追加指定と公有化の取組みと並行して、条件のそろった古墳から整備事業に着手することとし、遺構の保存措置を行ったうえで公開活用できる古墳の数を徐々に増やしていくものとします。67 ページをお開きください。整備の手法でございますが、大きくは、古墳（遺構）そのものの保存を目的とした整備と、古墳の特徴を表現するための整備の 2 つに区分されます。古墳（遺構）を保存するための整備は、見学者が多く踏圧による影響で墳丘の地表面の土が流出している、あるいは樹木根による遺構の損壊がある古墳は、今後も損壊が危惧されますので、遺構を保存するために、保護盛土や樹木伐採、園路等の整備を実施するものです。また、古墳（遺構）を表現するための整備は、調査により主体部の位置や墳丘の規模・形状が明らかであり、埴輪・葺石などの外表施設や、周濠、周堤なども確認されている古墳の場合であり、遺構を十分保護した上で、判明した内容をもとに墳形の復元、外表施設の復元、主体部の表示等を検討したうえで行うものとございます。各古墳の整備方針は 69 ページ以降に記載しております。

続きまして、91 ページをお開きください。第 6 章個別計画でございます。はじめに調査計画ですが、遺構本体の整備を計画している古墳について、既往の調査成果の検討や整備に必要な確認調査を実施し、整備に必要な情報を収集する

ものでございます。確認調査は、遺構の状況を把握するために必要最小限の範囲とし、調査終了後は、遺構や遺物が損傷しないように十分留意し、埋め戻しを行い、確実に保存をはかります。92 ページからは各古墳の調査方針を記載しております。

続きまして、107 ページをお開きください。遺構保存計画でございます。遺構に損壊を与え得る行為や事象を想定し、遺構の遺存状態を確認した上で、それらに対する具体的な保存対策を実施します。樹木の伐採による悪影響の排除、遺構保護盛土、周濠の洗掘防止対策をあげています。121 ページから 129 ページにかけては、第 7 章連携計画を記載しております。周辺文化財との連携などを掲げております。

続きまして、130 ページから 133 ページになりますが、第 8 章事業計画でございます。年次計画でございますが、史跡古市古墳群の整備事業の計画全体を見据え、緊急性や優先順位を検討した上で年次計画をさだめました。公有化や墳丘等の遺存状況など、総合的な判断で整備事業の優先順位を検討し、5 年スパン程度で第 1 期、第 2 期、第 3 期以降を区分したものを年次計画としました。そのうち、第 1 次整備は第 1 期と第 2 期に該当します。131 ページに整備内容を記載しております。事業推進にあたり、藤井寺市と羽曳野市の緊密な連携や協力体制を維持しつつ、庁内関係部署と連携を図り、整備事業がより円滑に推進できる体制を構築します。具体的な整備内容につきましては、定期的に整備検討委員会に諮り、文化庁や大阪府教育庁の指導助言を踏まえた上で、藤井寺市と羽曳野市が共同で推進します。

以上が整備基本計画の概要でございます。今後は本計画に基づき、古市古墳群の古墳の保全と整備について取り組んでまいりたい所存でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

別紙資料 5 「史跡古市古墳群整備基本計画（第 1 次）」 に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。分厚い資料ですけれども、6 人の専門家の委員の皆様による提言、また、宮内庁・大阪府教育委員会の助言もいただきながら策定されたもので、史跡古市古墳群の整備の基本計画ということで非常に重要なものだと思います。本日、策定についての議決を求めるということでございますが、今後、市長部局との調整や審議会への説明等もあるということですのでよろしいですね。ただいまの説明で何かご質問等ございますか。

○委員

この整備基本計画の対象となっている古墳に世界文化遺産の構成資産は含まれていますか。

○文化財保護課長

お答えいたします。本計画の対象古墳は、古市古墳群として史跡指定を受けた 20

基と、追加指定を目指す1基の合計21基の古墳でございます。

世界文化遺産の構成資産は、宮内庁が管理する陵墓と、文化財保護法をもとに地方公共団体や民間所有者が管理している史跡から選択されています。

したがって、古市古墳群の世界文化遺産の構成資産のうち、史跡に該当する古墳は本計画の対象古墳になっています

○委員

わかりました。

○教育長

よろしいでしょうか。他にご質問等ございますか。

○委員

この第1次計画は平成30年度からの10年間の計画ということですが、対象古墳の整備時期はどのように決めたのでしょうか。

○文化財保護課長

整備事業は、大規模かつ長期間に渡ると考えられますが、第1次計画では既に公有化されているところや、土地利用において条件の整っている古墳を対象とし、緊急性の高い保存を目的とした整備、古市古墳群を代表し、今後のモデルとなりうる史跡を優先的に行なっていくものとしています。そのような観点から、整備対象古墳を検討し決めたものでございます。10年計画の中でも最初の5年の第1期に整備時期を位置づけている藤井寺市内の古墳は、訪れた方が墳丘に登ることができる城山古墳や古室山古墳等でございます。以上です。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいでしょうか。他にご質問等ございませぬか。無いようですので、提案のとおり承認させていただいて、よろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、承認いたします。

それでは、次にまいります。議案第6号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について、生涯学習課課長代理をお願いします。

○生涯学習課課長代理

議案第6号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。資料16をご覧ください。合わせて、資料番号はありませんが、

「藤井寺市公共施設等の受動喫煙防止対策」をお配りしていますのでご覧ください。健康増進法、また、労働安全衛生法により、市が管理する施設において「受動喫煙を防止するための措置を講ずる」という努力義務が課せられています。このことに対応するために、この度、全庁的な対策を示した「藤井寺市公共施設等の受動喫煙防止ガイドライン」が策定され、4月1日より施行されることとなりました。このガイドラインでは、市内の公共施設を「敷地内全面禁煙」とするもの、「建物内全面禁煙」とするものなどに分けて対策することとなっており、生涯学習センターは後者の「建物内全面禁煙」とする施設に指定されております。よって、建物部以外の敷地内においては、喫煙可能区域を設けることもできるのですが、喫煙可能区域の設定にあたり、施設の出入口付近等から極力30メートル以上離すことが、このガイドラインでは求められております。生涯学習センターにおいては、こうした条件を満たす喫煙区域を設置できないことから、学校や幼稚園といった施設と同様に、敷地内全域において禁煙としようとするものです。こうした措置に対応するため、「藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則」において、「使用者の遵守事項」を定めた第10条第3号の条文を資料に記載のように改めようとするものです。なお、この改正は、平成30年4月1日からの施行といたく考えております。

以上です。

別紙資料16「藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する教委規則」に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。國司課長代理からも説明がありましたが、健康増進法に基づいて、藤井寺市の方で受動喫煙防止対策ガイドラインを定めたということで、そのガイドラインに沿って生涯学習センターについても色々と対応・検討していただいた結果、こういった形の提案になったものでございます。30メートル等の話もありましたが、客観的に喫煙箇所を設けるような状況が難しいということで、こういう対応をとらざるを得ないというのが実情でございます。よろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、提案どおりということで承認させていただきます。

では続きまして、議案第7号 藤井寺市立テニスコート条例施行規則の一部改正について、スポーツ振興課長、提案説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

議案第7号 藤井寺市立テニスコート条例施行規則の一部改正について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。資料17をご覧ください。先ほど生涯学習課より「藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則」の一部改正についての提案説明がありましたが、同様に、スポーツ振興課としても、所管しております条例及び条例施行規則のうち、藤井寺市公共施設等の受動喫煙対策ガイドラインが施行さ

れることに伴い改正が必要となります規則の一部を改定するものでございます。資料 17 の 1 ページ新旧対照表をご覧ください。改正内容につきましては、ご覧のとおり第 8 条の使用者の遵守事項のうち第 2 号『所定の場所以外で飲食又は喫煙しないこと』という文言を、『火気の使用もしくは喫煙又は指定場所以外で飲食しないこと』と改正するものでございます。

今回の一部改正に伴いまして、3・5 ページにございます「藤井寺市立テニスコート使用許可書」及び「藤井寺市立テニスコート使用許可変更・取消許可書」の各裏面の許可条件につきましても改正するものでございます。

なお、「藤井寺市立公共施設等の受動喫煙防止ガイドライン」の改正に伴い、体育館敷地内および隣接する青少年運動広場 A グランドおよび B グランド内では、その喫煙場所として、現在、体育館の南側の正面玄関入口手前付近に喫煙コーナーを設けておりますが、この喫煙コーナーを 4 月 1 日より体育館北側駐車場の一番西側の一角に変更します。また、青少年運動広場 A グランド東側に隣接しております駐車場の一角にも喫煙コーナーを設けます。さらに、津堂市民野球場、スポーツセンター及び川北市民スポーツ広場につきましては、施設毎にポスターを掲示し喫煙場所を指定しています。

以上簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議のうえ、ご承認くださるようお願いいたします。以上です。

別紙資料 17「藤井寺市立テニスコート条例施行規則の一部を改正する教委規則」に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。今、課長からご説明がありましたように、喫煙できる場所が駐車場の奥のところだけということで、テニスコートやプールといった部分での喫煙は一切出来なくなるという事に伴っての条文の改正ということでございます。よろしいでしょうか。やむを得ないということで、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。

次にまいります。議案第 8 号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部改正について、スポーツ振興課長、提案説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

議案第 8 号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部改正について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。資料 18 をご覧ください。先ほどの議案の提案説明でもさせていただきましたように、本条例施行規則に関しましても、同様の趣旨により一部を改正するものです。1 ページ目の新旧対照表をご覧ください。改正内容につきましてはご覧のとおり第 5 条の禁止事項のうち第 2 号「場内喫煙所

以外で喫煙すること」と言う文言を、プール場内でも全面禁止するために「場内で喫煙すること」と改正するものです。

なおこの「藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則」の一部改正に伴いまして、昨年までプール場内の所定の場所に喫煙コーナーを設けておりましたが、平成 30 年度の開設からプール場内が全面禁煙となります。以上簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議のうえ、ご承認くださるようお願い申し上げます。以上です。

資料 18「藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部を改正する教委規則」に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。これについても、先ほどのテニスコートと同様、プール内では一切喫煙ができないとなった事に伴う改正ということでございます。よろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは提案どおり承認といたします。

続きまして、報告第 9 号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長よろしくお願いします。

○教育総務課長

平成 30 年 2 月に教育委員会の後援名義等につきまして、使用承認の専決処理をした事業は、表中の 3 件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等に関する規程第 3 条第 2 項に基づき報告させていただきます。

別紙資料 6「教育委員会の後援名義使用について（報告）」
に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。これらの内容につきましては、これまでも実績のある団体ということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、次にまいりたいと思います。報告第 10 号 就学援助（入学準備金）の新 1 年生への入学前 3 月支給について、教育総務課長よろしくお願いします。

○教育総務課長

それでは資料 7 をお願いします。就学援助につきましては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、「学用品費」

「給食費」「校外活動費」「修学旅行費」「新入学児童生徒学用品費等」を支給しているところがございます。このうち、「新入学児童生徒学用品費等」につきましては、本市では、これまでも、入学後のできるだけ早い時期に支給するよう努めてまいりました。しかしながら、制服やランドセルなど、入学前に準備する物はたくさんありますので、保護者の方々の負担をより軽減するため、「新入学児童生徒学用品費等」に変えて、平成 30 年度より、小学校、中学校入学前の 3 月に「入学準備金」を支給することとしたものでございます。

平成 30 年度につきましては、4 月に入学した新 1 年生に対し、これまでどおり「新入学児童生徒学用品費等」を支給します。また、翌年の平成 31 年 4 月に小学校へ入学する児童の保護者と、新中学 1 年生となる小学 6 年生で就学援助の認定を受けている保護者に対し、平成 31 年 3 月に入学準備金を支給する予定にしております。

なお、平成 31 年度からは、入学準備金のみ支給することとなります。

以上でございます。

別紙資料 7 「就学援助制度の変更について」に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

○委員

小学校へ入学を予定する児童の保護者への周知は、どのように行なう予定ですか。

○教育総務課長

対象年齢の児童の保護者へは、秋ごろに、広報やホームページなどを通じて、周知してまいります。また、個別周知の方法についても、検討してまいりたいと考えています。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいでしょうか。他にご質問等ございますか。

無いようですので、次に進ませていただきます。報告第 11 号 平成 30 年度支援教育方針について、学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

報告第 11 号 平成 30 年度支援教育方針について、報告させていただきます。資料 8 をお願いします。先ほどの議決いただきました「平成 30 年度重点教育課題」にもございましたが、その中でも支援教育について重点的に取り組まなければならない

い内容は明記されておりましたので、この「平成 30 年度支援教育方針について」資料 8 に関しては、報告案件として、補完していただく形で説明させていただきます。

支援教育方針につきましては、「ともに学びともに育つ教育の実現をめざして」ということを大前提と致しまして支援教育の充実を進めて参りたいと考えております。その中でもいくつか重点的に取り組まなければならないことをご説明させていただきます。

中段あたりの【平成 30 年度支援教育方針】の 3 つ目の項目ですが、毎年度、個別の支援計画を作成しますが、それを確実に保護者・担任・支援学級の担任と連携しながら確実に引き継いで、小学校 6 年間・中学校 3 年間連続した学びになるように教育支援計画を有効的・効果的に活用することというのが重要視されています。この点について一番目に支援教育の方針として重点的に取り組んでいきたいと考えております。この支援計画を作成するに当たり、保護者も参画しますが、特に福祉医療等の関係諸機関とも連携を図りながら、一人ひとりの子どもの個性に寄り添えるような支援計画を立てていくことが大切と考えております。

裏面ですが、上から 2 つ目に就園就学相談のことが記されています。入学前段階で、支援学校・地域の学校の支援学級または通常学級に在籍することになりますが、適切にそのお子様の個性と保護者も含めた一人ひとりの教育ニーズにできるだけ寄り添って応じていくこと、それを就学前の一年間、「就園就学相談委員会」を開いて何度も丁寧に保護者と話し合いながら、子ども達の就学に結びつけていくことが支援教育には大切な点になっております。そのために、園児・児童・生徒の状況を的確に把握し、就学に関する適切な情報提供を努めていくことに重点を置いています。

最後に一番下から 3 つ目ですが、本市においては支援学級以外に通級指導教室を中学校 1 校、小学校 4 校設置することになっております。平成 30 年度には、新たに道明寺小学校で追加で 1 校設置になり合計 4 校となったものです。通級指導教室の活用も一層充実されるように支援体制の充実を図っていくこと、それと、保護者も含めてその周知を図っていきながら、通級指導教室を利用して、通常の学級での学びが十分に発揮できるように取り組んでいくことを重点的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

別紙資料 8 「平成 30 年度支援教育方針」 に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。今、説明にもありましたように、この支援教育方針というのは、先ほどの重点教育課題をうけて、個別事項等について一人ひとりの子どもが効果的な支援教育が受けられるようにという視点で定められたというふうに思っています。何かご質問等ございますか。

○委員

裏面の下から 2 番目に、医療的ケアが必要な園児・児童・生徒への理解、緊急時の対応等について十分留意することと書いてありますが、平成 29 年度は公立幼稚園に医療的ケアが必要なお子さんが在籍されておりました。平成 30 年度はどのような状

況にあるか教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長

藤井寺市におきましては、平成 29 年度は医療的ケアの必要なお子さんが幼稚園に在籍しておりました。平成 30 年度でございますが、幼稚園に 1 名、小学校に 1 名在籍する予定でございます。全ての園児・児童・生徒にとって学校園が安全で安心な環境であることが必要ですので、平成 30 年度の看護師配置については、幼稚園に 1 名、小学校に 1 名配置する予定でございます。必要な看護師については、現在確保できている状況でございます。

○委員

ありがとうございます。

○教育長

よろしいでしょうか。他にご質問等ございますか。無いようですので次にまいります。

報告第 12 号 平成 29 年度文化財施設見学会（バスツアー）の報告について、文化財保護課長よろしくお願ひします。

○文化財保護課長

文化財保護課から平成 29 年度文化財施設見学会バスツアーの報告をさせていただきます。毎年、文化財保護課では、かけがえのない文化遺産に広く親しんでいただき、文化財保護により関心をもつていただくことを目的に、市民の方にバスで文化財施設へ見学に行つていただくという企画をしております。今年度は、和歌山県立紀伊風土記の丘に参りました。和歌山県立紀伊風土記の丘は、特別史跡岩橋千塚古墳群の保存を目的に昭和 46 年に開設され、和歌山県内の考古資料・民族資料を収集・保存し、その活用を図る博物館施設です。古市古墳群と同時期に築造された群集墳を比較見学していただくことができ、市民の方々に古市古墳群の重要性を改めて認識していただくために開催しました。実施日は平成 30 年 2 月 16 日（金）と 20 日（火）の 2 回実施いたしました。参加人数は 2 月 16 日が 25 名、2 月 20 日が 24 名でした。

成果といたしましては、次のような参加者の声がありました。「天候にも恵まれ、気持ちよくウォーキングができた。実際に石室の中に入って解説を聞くことができたので、より理解しやすく見学することができた。」「藤井寺市では見ることでできない珍しい展示が多数あり、比較見学をすることで、より古市古墳群の出土遺物を理解することができた。」などございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

別紙資料 9 「平成 29 年度文化財市政津見学会（バスツアー）報告書」に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。これは毎年行な

われている1つの事業ですね。参観人数が24名ですが市のマイクロバスでいうと定員は埋まっているんですね。抽選で行けなかった方はおられますか。

○文化財保護課長

毎年、申し込みの先着順で受け付けておりますので、定員締切り後に申し込みがあった方はお断りさせていただいております。

○委員

これは無料のツアーですか。

○文化財保護課長

入館料の190円をいただいておりますが、65歳以上の方は無料です。

○教育長

市のバスなので交通費等は無料ですね。よろしいでしょうか。続いて報告第13号 生涯学習審議会提言書について、生涯学習課長代理をお願いします。

○生涯学習課長代理

報告第13号 生涯学習審議会提言書について、まず、生涯学習課より報告いたします。資料10-1をご覧ください。生涯学習センター、公民館、図書館の管理運営、事業、サービス等について、調査審議等を行うための機関として「生涯学習審議会」を設置しております。この審議会は、教育関係者、地域・団体の関係者、学識経験者により構成され、現在、12名の委員がおられます。この審議会に対して、昨年8月に「自主学習グループへの支援のあり方について」を教育委員会より、諮問させていただきました。これは、昨年度の5月に策定いたしました「藤井寺市教育振興基本計画」において掲げた基本方針「市民の生涯にわたる学習を支援します」の中に、「自主学習グループへの活動支援」を今後の方向性として定めたことに基づいております。この諮問に対応するため、生涯学習審議会委員のうち6名で、この諮問に対する分科会をつくり、3回にわたり検討した案を、再度、審議会全体で審議され、現在、教育委員の皆様のお手元にごぞいます提言書という形で、本年の2月8日に答申をいただきました。今回提言いただきました主な内容といたしましては、「施設の有効活用」、「各教室の利用率の均衡化と柔軟な運営」、「施設・設備の適正な維持管理」、「利用者本位の運営」という4項目をお示しいただいております。今後は、この提言の内容を参考にさせていただき、生涯学習センターにおける自主学習グループへの支援をより強固にし、さらに多くの市民の方々に、学ぶ喜びや人とふれあう楽しみを実感していただける環境を作ってまいりたいと考えております。

別紙資料10-1「自主学習グループへの支援のあり方について
(答申)」に基づいて説明する。

○教育長

今、提言の内容を簡単にご説明がありました。意外と身近なところを見つめ直すという視点での提言もあるように思います。何かご質問等ございますか。

○委員

提言書の9ページに建物の外壁のことが記載されております。修繕となると大がかりなものになると思いますが、工事期間はどれくらいかかるのですか。また、工事期間中に利用される方に何か支障がでるようなことはありますか。

○生涯学習課長代理

本年度に外壁改修工事に伴う設計を行い、来年度より改修工事を行います。工事期間につきましては、現時点で工事業者が決まっておきませんので確定した情報ではございませんが、約半年間と聞いております。また、工事が始まりますと建物の周囲に足場を設置して、外壁の張替えを行う予定です。そうしますと駐車場のスペースが少なくなることや、夏期に実施しております「せせらぎ・噴水」に影響することも考えられます。館内への影響としましては一定の期間だけになりますが、工事作業による音の問題も想定されます。工事期間中は、利用者の安全を最優先にしつつ、できる限り利用者に支障がでないよう工事業者や関係課と綿密に打ち合わせを行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

今の生涯学習センター関係の提言で他にご質問等ございますか。それでは提言いただいた提言に従って、できるだけ運営上これを生かしていただくよう教育委員会としてもよろしくお願ひしたいと思ひます。続いて、図書館長説明よろしくお願ひします。

○図書館長

続きまして、図書館から報告いたします。資料は10-2をご覧ください。

図書館につきましては、「藤井寺市教育振興基本計画」において、「生涯を通じて読書に親しめる市立図書館をめざします」を基本方針に定め、平成28年度藤井寺市生涯学習審議会において、すべての住民に対する読書活動を推進するための、「利用者層を広げる方策について」諮問いたしました。

同審議会ではこれを受け、6名の担当委員の方々により、2回の分科会をおこない、提言書をまとめていただき、平成30年2月8日に審議会全体の承認を得たうえで、答申していただきました。

図書館部会の答申の内容につきましては、資料のP5から、にありますように①アクセスの改善、②情報発信力の向上、③人々が集う空間づくり、④利用者への働きかけとニーズに対応した講座等の実施、と大きく4つの提言からなっております。

今後、市立図書館では、この提言書の意見を踏まえ、可能なものから速やかに、比較的利用が少ない年齢層の方も含め、様々な年代の方に、図書館をより一層利用していただくための取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

別紙資料 10-2「利用者層を広げる方策について（答申）」に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。生涯学習審議会の図書館に対する提言、利用者層を広げる方策ということでご提言をいただきました。何かご質問等ございますか。

○委員

提言書の中に、利用者を広げるための取り組みとして、「市役所での出張サービス」がありますが、予想されていた利用状況と実際の利用状況はどのようなものでしたか。

○図書館長

市役所での出張サービスにつきましては、平成 29 年 2 月から始めまして、1 年が経過しました。開設日は、2 週間に 1 回、1 時間という、川北配本所と同じペースで開設しています。利用状況としましては、平均すると一回当たり、貸出人数 4 人、貸出冊数 13 冊、返却冊数 19 冊であり、ほぼ予想通りの利用状況と考えていますが、これからも、今以上に、利用していただけるよう P R に努めてまいります。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいでしょうか。私から質問ですが、6 ページの「③人々が集う空間づくり」という提言の中に、「1 階の飲食コーナーに限り少音量で BGM を流したり」という部分がありますが、このあたりは今の時点でいかながら受け止めておられますか。

○図書館長

1 階の飲食コーナーとありますが、これは今、自動販売機が設置されソファの置かれている場所と想定されますので、本当に小さな、その場所にしか聞こえないくらいの音量で、上の階には聞こえないよう注意しながら音楽が流せられたらと思っています。

○教育長

ありがとうございました。それでは提言に基づいて図書館運営で生かしていただければと思います。よろしく申し上げます。

続いて報告第 14 号 藤井寺市立図書館障害者サービス実施要綱の改正について、図書館長お願いします。

○図書館長

図書館から報告いたします。資料 11 をお願いします。改正後の障害者サービス実施要綱と、新旧対象表でございます。

改正前の身体障がい者サービス実施要綱が、制定されたのは、昭和 59 年でございます。

ました。また、国の法律としても、平成 22 年の著作権法の改正、平成 28 年の障害者差別解消法の施行などもあり、障害者を取り巻く環境は、改正前の要綱の制定当時とはずいぶん変わっております。

そこでこのたび、同要綱を社会の情勢や法令に沿ったものに改正したものでございます。要綱改正にあたりましては、サービスの対象の範囲を拡大したこと、また、改正前の要綱には規定の無かった、拡大読書器等の読書支援機器の設置を明文化し、さらに、録音図書作成時の著作権許諾に関する規定を削除したことなどが、主な改正点でございます。

以上でございます。

別紙資料 11「藤井寺市立図書館障害者サービス実施要綱」
に基づいて説明する。

○教育長

今、説明をいただきましたが、新旧対照表を見ていただいて、たくさん下線が引かれてありますが、特に大きく変わっているところがありますか。

○図書館長

ほぼ全面に言葉が変わっております。内容的には先ほど申しました、第 2 条ですと旧の要綱では「身体障がい者」という限りありましたが、今度の新しい要綱では「障害のある者及び通常の活字による読書が困難な者」というふうに、以前は「身体障害」に限っていたものに加えまして、たとえば視的障害・発達障害など、いろんな障害者の方、あるいは障害者とは言えないまでも、普通の文字や本が読みにくい方も含めて対象とするということが一番大きな改正でございます。

○教育長

ありがとうございました。今、説明のありましたように身体障害者だけではなく、様々なハンディのある方への配慮ということで改正ということで承りました。よろしいでしょうか。

○委員

「障がい者」の「がい」は、一度、漢字からひらがなになりましたが、改正後、また漢字を使用してもよくなったのでしょうか。

○図書館長

おっしゃるように、改正前はひらがなでしたが、今回の要綱の改正にあたりまして、市の法規担当者とは相談いたしましたところ、藤井寺市ではこういった法令・要綱あるいは条例などには漢字を使っておるということで、この障がい者の「がい」は漢字に改めたものです。ただ、これは法令上の問題ですので、ポスターや館内の掲示するお知らせなどには、ひらがなを使おうと考えております。

○教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

次にまいります。報告第 15 号 平成 30 年度市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会の公募委員の募集について、スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

平成 30 年度市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会の公募委員の募集について、報告させていただきます。資料 12 をご覧ください。昨年度の 3 月の定例教育委員会会議におきまして、藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会の委員の構成として、公募委員を新たに設ける同規則の改正についてご承認いただき、昨年 4 月 1 日から施行し、公募委員を募集しましたが、残念ながら応募された方はいらっしゃいませんでした。本委員の任期は 1 年であるために、平成 30 年度も、資料 12 の公募委員に関する募集要項等に基づき、公募委員を改めて募集するものでございます。

以上、平成 30 年度市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会の公募委員の募集についての報告とさせていただきます。

別紙資料 12「藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会の公募委員に関する募集要項」に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。ご質問等ございますでしょうか。それではこの内容でよろしく申し上げます。次にまいります。報告第 16 号 平成 29 年度一般会計補正予算について、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

資料 13 でございます。平成 29 年度一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育委員会関係のものとしたしましては、歳入が、藤井寺中学校の施設整備費にかかる国庫補助金、また、それにかかる歳出分として、藤井寺中学校地震補強工事に伴う監理業務委託料と工事請負費をあげております。これらは、国庫補助金申請のため、平成 30 年度に行います藤井寺中学校の工事にかかる費用を前倒しして計上したものでございます。

その他の歳出としましては、藤井寺市柏原市学校給食組合負担金の減額、青少年対策費で補助金等返還金を計上しております。

以上でございます。

別紙資料 13「平成 29 年度一般会計補正予算（第 6 号）」に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。次にまいります。報告第 17 号 平成 30 年度一般会計教育費予算及び教育委員会の主たる予算内容について、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

資料 14 をお願いします。平成 29 年度当初予算の内、教育費にかかる分は、歳入が 1 億 8,979 万 6 千円、歳出予算は 21 億 4,048 万 3 千円となっております。

それでは、教育部各課の事業についてご説明させていただきます。

資料の 4 枚目から、平成 30 年度の教育部各課の主な予算内容を記載しておりますので、そちらをお願いします。

教育総務課の主な予算といたしまして、小中学校及び幼稚園の空調を PFI で整備するためのアドバイザー業務委託料と平成 29 年度の道明寺中学校に引き続き、中学校へのプロジェクター設置に要する費用を計上しました。また、藤井寺西小学校のスロープ改修、藤井寺北小学校のプールサイド改修設計、道明寺南小学校 東棟の屋上防水改修に要する費用、小中学校の就学援助制度の実施に要する費用等、小中学校の管理運営に要する経費を計上しております。

次に、学校教育課では、学習指導要領改訂への対応、また道徳の教科化への対応のため、教科書採択に伴う教員用指導書等の教材の購入費用を計上しております。次に、いじめや不登校等の生徒指導への対応のため、「いじめ・不登校」をテーマにした教育委員会フォーラムを計画しており、このフォーラムでの講師謝礼を計上しております。そして、「ALT 活用（重点配置）による英語教育推進モデル事業」は、本年度末で終了いたしますが、次年度も引き続き ALT 5 名を雇用できるよう、ALT 5 名分の雇用にかかる費用を計上しております。また、中学校でのプロジェクター設置に合わせ、学力向上と ICT 活用の観点から、中学校数学科デジタル教科書配備費用を計上しております。

文化財保護課では、史跡の恒久的な保存と活用を図るため、史跡古市古墳群の公有化された用地の柵の設置などに要する経費、史跡等文化財用地の環境保全に係る除草清掃に要する経費といった用地管理に係る経費を計上しております。また、埋蔵文化財 発掘調査事業といたしましては、民間開発に伴う発掘調査に要する経費と公共事業に伴う発掘調査に要する経費を計上しております。新規事業といたしましては、史跡古市古墳群城山古墳緊急整備実施設計業務に要する経費のほか、城山古墳に係る買い上げ事業に要する経費を計上しております。

続きまして、生涯学習課では、各種団体と連携しながら青少年の健やかな育成を推進していくための事業や放課後児童会、放課後子ども教室、学校支援地域本部といった事業を進めていくためにかかる経費、また、市立生涯学習センターが、学校を修了された世代をはじめ、あらゆる世代の市民にとって、生涯学習の拠点としての機能を果たせるよう施設の管理及び主催する事業の実施等に必要な経費を予算計上しています。放課後児童会事業につきましては、平成 25 年度に策定した整備計画に基づき、必要な備品類の整備のための経費を計上し、4 月から藤井寺南小学校及び藤井寺西小学校において、対象学年をこれまでの 3 年生までから 6 年生までに引き上げをおこなう方針でございます。また、開館して 20 年以上を経過した生涯学習センターの整備をおこなうため、2 階バルコニー床改修工事及び外壁改修工事と、それに伴う管理業務委託にかかる経費を計上しております。

続きまして、スポーツ振興課では、市民がスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上を目的としたスポーツ振興事業といたしまして、Fuji りんびっくの開催をはじめ、山添村交流スポーツ事業、市民マラソン大会実施事業、ノルディックウォーキング普及事業などにかかる経費を計上いたしております。新規事業といたしましては、少年野球教室と併せて開催するキャッチボールクラシック、市民総合体育館陸

屋根防水改修工事、学校法人 日本体育大学との体育・スポーツ振興を目的とした連携事業、スポーツ振興くじ助成金を活用したランニングマシン（1台）の購入などでございます。また、屋内外体育施設を安心して安全に利用していただくための維持管理費を計上いたしております。

最後に、図書館ですが、子どもの読書推進のための児童書の充実や古代史料を含む図書購入費のほか、蔵書管理電算システムの保守料、ボランティア育成のための講座に係る講師謝礼等を計上しております。また、朗読ボランティアの活動を支援するため、録音図書製作に必要な録音図書再生機の購入を予定しております。更に、施設、設備の維持管理に関するものとして、CD用保管棚の購入と非常用照明の改修等を計上しております。

以上でございます。

別紙資料 14「平成 30 年度教育費予算及び教育委員会の主たる予算内容について」に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。平成 30 年度の各課の主な予算についてご説明いただきました。3 月 23 日の議会の最終日に決定されるということです。何かそれぞれの課に関するご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは次に参りたいと思います。報告第 18 号 平成 30 年 3 月定例市議会一般質問について、教育部長お願いします。

○教育部長・教育部理事兼次長

資料 15「平成 30 年 3 月定例市議会一般質問について（教育委員会関係抜粋）」に基づいて説明する。

○教育長

ありがとうございました。沢山質問があった関係で、時間をとりましたが、答弁の関係で何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上を以て本日の案件は全て終了とさせていただきます。全体を通して何かよろしいですか。

沢山の議決案件・報告案件ございました。円滑な審議でのご協力ありがとうございました。

これを以て散会とさせていただきます。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後 1 5 時 5 0 分